

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例

平成十年三月二十七日

埼玉県条例第十九号

目次

- 第一章 総則（第一条 第五条）
- 第二章 動物の適正な飼養等（第六条 第八条）
- 第三章 動物の収容等（第九条 第十三条）
- 第四章 緊急時の措置等（第十四条 第十七条）
- 第五章 雑則（第十八条・第十九条）
- 第六章 罰則（第二十条 第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 動物 人が飼養（保管を含む。以下同じ。）する動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。
- 二 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。）をいう。
- 三 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）第二十六条第一項の特定動物をいう。
- 四 施設 動物を飼養するための工作物をいう。

（県の責務）

第三条 県は、動物の愛護及び管理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（飼い主等の責務）

第四条 飼い主は、動物の習性、生理、生態等を理解し、動物にみだりに苦痛を与えないよう飼養するとともに、動物が、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は近隣に迷惑をかけないように飼養しなければならない。

- 2 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。
- 3 動物の所有者は、動物が繁殖してこれを自ら飼養し、又は新たな飼い主を見つけることが困難になるおそれがあると認める場合は、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県民の責務）

第五条 県民は、動物の愛護に努めるとともに、県及び市町村が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力する責務を有する。

第二章 動物の適正な飼養等

(飼い主の遵守事項)

第六条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 適正にえさ及び水を与えること。
- 二 適正に飼養することができる施設を設けること。
- 三 疾病の予防等健康管理を行うこと。
- 四 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔に保つこと。
- 五 異常な鳴き声、悪臭、羽毛等により、人に迷惑をかけないこと。
- 六 逸走した場合は、自らの責任において捜索し、収容に努めること。
- 七 公共の場所又は他人の土地、建物等を汚損させないこと。

(犬の飼い主の遵守事項)

第七条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、その飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所において、固定した物に網若しくは鎖で確実に係留して飼養し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼養すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合
 - ロ 犬を制御できる者が、人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所及び方法で訓練する場合
- 八 犬を制御できる者が、網若しくは鎖で確実に保持し、移動させ、又は運動させる場合
 - ニ その他規則で定める場合
- 二 咬癖のある場合は、口輪をかける方法等により飼養すること。
- 三 他人の見やすい箇所に規則で定める表示をしておくこと。
- 四 その種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。

(特定動物を主に取り扱う者の講習)

第八条 法第二十六条第一項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、特定動物を主に取り扱う者に知事が行う講習を受けさせなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該許可に係る特定動物の飼養が博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣若しくは埼玉県教育委員会の指定を受けた施設において行われる場合
- 二 当該許可に係る特定動物の飼養が社団法人日本動物園水族館協会の会員の施設（前号に掲げる施設に該当するものを除く。）において行われる場合

第三章 動物の収容等

(野犬等の収容)

第九条 知事は、飼養されていない犬又は第七条第一号の規定に違反して係留等をされて

いない犬（以下「野犬等」という。）があると認めるときは、その職員に、これを収容させることができる。

2 前項の職員は、収容しようとする野犬等がその飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の占有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

3 何人も、正当な理由がなく、前項の立入りを拒んではならない。

4 第二項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から要求があったときは、これを提示しなければならない。

（収容の公示等）

第十条 知事は、前条第一項の規定により野犬等を収容したときは、飼い主が判明しているものにあつては当該飼い主に引き取るべき旨を通知し、飼い主が判明していないものにあつてはその種類、収容の日時及び場所その他必要な事項を二日間公示するものとする。

2 飼い主は、前項に規定する通知を受けた場合にあつては当該通知が到達した後一日以内に、同項に規定する公示があつた場合にあつては当該公示期間満了後一日以内にその野犬等を引き取らなければならない。

3 知事は、飼い主が前項の期間内にその野犬等を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、飼い主からやむを得ない理由により、同項の期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取るべき旨の申出があつたときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

4 前三項の規定（飼い主の判明していない野犬等に係る部分に限る。）は、知事が、法第三十五条第二項において準用する同条第一項の規定により犬又はねこを引き取った場合及び法第三十六条第二項の規定により犬、ねこ等を収容した場合について準用する。

（犬又はねこの譲渡）

第十一条 知事は、法第三十五条第一項の規定により引き取った犬又はねこをその飼養を希望する者で適正に飼養できると認めるものに譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、その旨を知事に申し出なければならない。

（野犬等の掃とう）

第十二条 知事は、野犬等がある場合において、その野犬等が人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するため緊急の必要があり、かつ、第九条第一項の規定による収容が著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用し、これを掃とうすることができる。この場合においては、当該区域内及びその近傍の住民に対して、野犬等に薬物を使用して掃とうする旨を周知させなければならない。

2 前項の規定による掃とうの方法及び住民に対する周知の方法は、規則で定める。

3 知事は、第一項の規定による掃とうの実施について必要があるときは、市町村長に対し協力を求めることができる。

（人と動物の共通感染症）

第十三条 知事は、人と動物の共通感染症の調査及び研究を行うとともに、その予防対策

の普及啓発について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第十四条 特定動物の飼い主は、その飼養する特定動物が当該特定動物を飼養又は保管する施設（第十六条第二項第一号において「特定飼養施設」という。）から脱出したときは、直ちに関係機関へ通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

2 特定動物の飼い主は、地震、火災等の災害に際してとるべき緊急措置を定め、災害が発生したときは、直ちに特定動物の脱出を防止すること等により、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

(事故発生時の措置)

第十五条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、直ちに知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その飼養する犬が人をかんだときは、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。

(措置命令)

第十六条 知事は、第七条（第四号を除く。）若しくは前条第二項の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたとき、若しくは加えるおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

一 犬を係留し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼養すること。

二 犬に口輪をかける方法により飼養すること。

三 その他犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置

2 知事は、法第二十六条第一項の規定に違反して飼養されている特定動物があると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定動物を他の特定飼養施設へ移送すること。

二 特定動物を殺処分すること。

三 その他特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置

(立入検査等)

第十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、施設、施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼養に関し、施設その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 雑則

(手数料等)

第十八条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

一 法第十条第一項の規定により登録を受けようとする者 一件につき一万六千円を超えない範囲内で規則で定める額

二 法第十三条の規定により更新を受けようとする者 一件につき一万円を超えない範囲内で規則で定める額

三 法第二十二条第三項の動物取扱責任者研修を受けようとする者 一件につき三千円

四 法第二十六条第一項の規定により許可を受けようとする者 一件につき一万六千円を超えない範囲内で規則で定める額

五 法第二十八条第一項の規定により許可を受けようとする者 一件につき一万円を超えない範囲内で規則で定める額

六 法第三十五条第一項の規定により、犬又はねこの引き取りを求める者 一頭又は一匹につき二千円を超えない範囲内で規則で定める額

2 法第三十五条第二項において準用する同条第一項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第三十六条第二項の規定により収容された犬、ねこ等又は第九条第一項の規定により収容された野犬等の返還を受けようとする者は、規則で定めるところにより保管に要した費用及び返還に要する費用を負担しなければならない。

(適用除外)

第十九条 この条例の規定は、さいたま市の区域においては、適用しない。

(委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

(罰則)

第二十一条 第十六条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十六条第一項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十年十月一日から施行する。

(埼玉県犬取締条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 埼玉県犬取締条例 (昭和四十二年埼玉県条例第三十五号)

二 危険な動物の飼養及び保管に関する条例 (昭和五十三年埼玉県条例第五十八号)

(動物取扱業の特例)

3 この条例の施行の際現に動物取扱業を営んでいる者については、その者を第十条第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成十年十二月三十一日までに」とする。

(処分等に関する経過措置)

4 この条例の施行前に廃止前の埼玉県犬取締条例又は危険な動物の飼養及び保管に関する条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(手数料に係る経過措置)

6 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令 (平成十七年政令第三百九十号) 附則第二条の規定によりその例によるものとされる動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律 (平成十七年法律第六十八号) による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和四十八年法律第百五号) 第二十六条第一項の許可を受けようとする者は、手数料として一件につき一万六千円を超えない範囲内で規則で定める額を納付しなければならない。

附 則 (平成十二年三月二十四日条例第五号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年十月二十日条例第七十一号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年十二月一日から施行する。

附 則 (平成十三年一月五日条例第一号) 抄

1 この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二十八日条例第十五号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、第二十九条第一項第一号の改正規定 (「千五百円」を「二千元」に改める部分に限る。) 及び附則に一項を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する改正前の埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例 (以下「旧条例」という。) 第二十六条第二項の規定による命令並びに同条第三項の規定による命令及び禁止については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為並びに旧条例第二十六条第二項の規定による命令並びに同条第三項の規定による命令及び禁止並びに前項の規定によりなお従前の例によることとされる命令及び禁止に関しこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

附 則（平成十八年十月十三日条例第五十八号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第六十八項第三号を削り、同項第四号事務の欄中「条例及び規則」を「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十年埼玉県条例第十九号。以下この号において「条例」という。)及び条例の施行のための規則」に改め、同号を同項第三号とする。